

原規規発第1807042号
平成30年7月4日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会

東京電力ホールディングス株式会社について

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）の柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）に際し、当委員会から意見を求めたところ貴職から、平成29年10月24日付け20171004資第3号をもって、「電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する立場として、東京電力ホールディングス株式会社が貴委員会に提出した書面及び表明した取組方針に関する見解の内容について異論はなく、同社がこれらをしっかりと遵守していくよう、適切に監督・指導していく所存である。」との回答があった。

一方、東京電力は、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）の東海第二発電所の新規規制基準対応工事に要する資金について、資金支援を行う意向があることを日本原電に対して書面（別紙）で表明しており、日本原電は審査会合においてその書面を当委員会に提出したところである。また、東京電力は、平成30年5月30日の当委員会の臨時会議において、かかる資金支援を行うことが同社の福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に齟齬^{そご}を来すことはない^と説明した。

については、東京電力が日本原電に資金支援を行うことについて、貴職が上記回答のとおり東京電力を監督・指導する上で支障とならないか貴職の見解を示されたい。

(別紙)

平成30年3月30日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛 殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

東海第二発電所 新規制基準対応工事
資金調達に係る資金支援について (回答)

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年3月14日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に関する資金支援について(依頼)」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、東京電力エナジーパートナーの受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。また、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる旨、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具